

令和元年台風第15号の被害に関する会長声明

令和元年9月9日未明に千葉市に上陸した台風第15号は、千葉市で最大瞬間風速57.5メートル、木更津市で最大瞬間風速49.0メートルを観測するなど、記録的な暴風雨をもたらし、関東や東北南部に多大な被害を発生させました。

千葉県内では、住家の被害が広い範囲に多数確認されており、また、住家以外にも様々な被害が各地に発生しています。さらには、長期化する停電により、日常生活を送ることができず、残暑の中で体調を崩された方も確認されています。

この台風によりお亡くなりになった方や、被災された方々には、心よりお悔やみとお見舞い申し上げます。

当会では、災害によって被災した方々を支援するため、平時より、県内自治体との災害時協定の締結や専門士業との連携、千葉県災害ボランティアセンター連絡会への加盟など、様々な取り組みを行ってきました。

現在、各所で必死の復旧作業が続けられていますが、当会としても、被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、無料法律相談の実施を検討するとともに、県内自治体や専門士業、千葉県災害ボランティアセンター連絡会などとも連携して、被災された方々を全力で支援して参ります。

令和元年9月12日

千葉県弁護士会 会長 小見山 大